

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 中国人個人の対外担保提供

日本企業と中国企業のアライアンスにおいて、中国企業の経営者個人が十分な資産、信用を形成している場合も多く見られるようになってきたこと、及び民営企業とのアライアンスの場合には中国企業の経営者個人との間の信頼関係がその重要な基礎をなす場合があること等の理由から、継続してなされる各種取引について当該経営者個人に対して保証その他の担保の提供を求めるような場合があります。この場合には、中国の「担保法」その他の担保等の取引にかかわる実体法に留意を要することはもちろんなのですが、更に、中国の外国為替管理規制に留意する必要があります。今回は、上記の中国の経営者個人が外国企業に対して保証その他の担保を提供する場合の法的論点を整理してみたいと思います。

Q: 当社(A社)は、前回、中国企業B社との間のODM契約にかかわる貿易代理について相談させていただきました。当社の検討の結果、現状においては、個々のODM製品の売買にかかわる契約(以下「個別契約」)ではB社が指定する輸出入会社C社との間で契約を締結して実務を処理していくのが現実的であると判断しました。また、C社が個別契約に基づく代金の支払をしない場合に、B社に直接代金を請求することができる場合もあることは理解しましたが、やはり、その請求の確実性や、常に訴訟や仲裁の結果を得ないとB社が外国為替購入・支払手続を処理することができない可能性があることも理解しました。上記の理解を前提として、当社としては、B社が董事長であるD氏が創業し、発展させてきた民営企業であり、かつ、D氏に対する信用が当社とのアライアンスの最も重要な基礎となっていることから、上記の個別契約についてはC社と取引をすることを了承する条件として、D氏がC社に連帯して保証することを要請しました。しかし、D氏の回答は、「個人の心情として保証することに問題はないが、中国では中国人個人が外国企業に保証等の担保を提供することが禁止されており、法律に反することはできない。また、中国以外に資産はない。」として上記の連帯保証についても、断りを入れてきています。D氏が中国国外に資産を有しているかどうかは別として、中国の法律が中国人個人の保証を禁止しているというのは正しい説明なのでしょうか？

A: 結論としては、本ケースにおいて仮にA社とD氏とが保証契約を締結したとしても、その有効性を確保することができないと考えておくべきだと思います。最終的な履行及び法執行の可能性を確保することは正常取引において最も重要なことなので、この観点からは、本ケースでD氏から連帯保証を得ておくことの意義は大きくないと考えておいた方が無難だと思います。

1 「担保法」の関係

担保法は、中国の自然人が担保提供者となることや、外国企業が担保権者となること(以下中国の法主体が外国企業に対して担保を提供することを「対外担保」といいます。)自体を制限していないので、中国の自然人と外国企業との間の担保権設定契約も、同法との関係では有効に成立すると考えることができます。

2 外国為替管理規制

「個人外国為替管理弁法」(2007年2月1日施行)第21条は「国内の個人が国外に貸し金を提供し、外債借入れをし、対外担保を提供し、並びに国外の商品先物及びデリバティブ商品取引に参加する場合には、関係規定に適合し、かつ、外国為替管理局で相応する登記手続を処理しなければならない。」と規定し、中国の自然人が外国企業に対して担保を提供することを予定する条項を置いています。更に、「個人外国為替管理弁法実施細則」(2007年2月1日施行)第23条は、「人民元を資本取引において兌換可能とすることの進捗に応じて、順次国内の個人の国外に対する貸し金の提供、外債借入れをし、対外担保を提供し、並びに国外の商品先物及びデリバティブ商品取引に参加することについての管理を開放する。具体的な規定は、

別途制定する。」と定めています。この別途制定されることが予定される規定は現在まで制定されていない状況です。

上記のとおり「個人外国為替管理弁法」及び「個人外国為替管理弁法実施細則」は中国の個人が対外担保を提供することを想定しているのですが、別途制定されるべき規定が現在まで制定されておらず、上記の対外担保についての外国為替管理局での認可取得手続(なお、当該認可が必要なことについては「外国為替管理条例」第19条第1項を参照)及び登記手続に関する法規・規範が存在しません。なお、「外債管理暫定施行弁法」や「国内機構対外担保管理弁法」等は、いずれも中国国内の「機構」を主体とする法規で、これを中国の「個人(自然人)」に適用することを予定していません。

上記の法状況で、中国の個人の対外担保についての外国為替管理局での認可取得手続や登記手続に関する法規・規範がなく、仮に、担保契約を担保権設定者所在地の外国為替管理局に持ち込んでも、実際には、認可手続等を進めてくれない状況、即ち、認可も登記もできない状況となっています。

3 認可・登記がない対外担保契約の有効性

認可・登記がない対外担保契約の有効性については、「最高人民法院の『担保法』の適用に係る若干の問題に関する解釈」(法釈[2000]44号)第6条がこれを「無効」とする旨を明記しています。従って、上記のように、現実問題として外国為替管理局の認可・登記をすることができない中国の個人の対外担保契約は、中国法の適用下においては「無効」と考えるのが合理的です。また、上記の対外担保に関する認可・登記規制は、資本取引に係る外国為替規制であり、当事者の準拠法の選択合意により適用を排除することができる規制規範でない強い強行法規と考えるべきであり、仮に、準拠法を日本法と合意しても上記の結論は変わりません。

ただし、上記の司法解釈は、対外担保契約を無効としつつ、第7条において、「主たる契約が有効であるが担保契約が無効である場合において、債権者に故意・過失がないときは、担保権設定者は債務者と主たる契約の債権者の経済的損害について連帯賠償責任を負う。債権者及び担保権設定者の過失があるときは、担保権設定者が負う民事責任の部分は、債務者が弁済することができない部分の二分の一を超えない。」として、債権者(担保権者)に故意がない場合に賠償責任を認めることで、関係者の権利調整をしています。

上記の法釈[2000]44号第7条中の「債権者の故意・過失(中文原文は「過錯」)」については、関連する規範中にその意義を明確に定めるものは見当たりません。私見となりますが、外為規制を理由に契約の有効性を否定した上で、債務者との連帯で契約外の「賠償責任」を認め、債権者の保護を図るということなので、その趣旨は、「落ち度」といったニュアンスが強いと考えるのが合理的であると思います。即ち、上記の債権者の利益の保護は、契約の一般法理によりつつ、契約外の理由に実施する必要があり、例えば、信義則に基づき、担保権者の担保権設定契約の有効性を信じた信頼利益を保護するといった論理によらざるを得ず、この際に、担保権設定者の主観を問題にしても意義が小さいので、利益を受けるべき担保権者の信頼の基礎に「落ち度がない」ことを要求して、当事者間の衡平を図るという趣旨と考えておいた方が無難だと思います。

例えば、対外担保に関する認可・登記規制自体を担保権者が知っていたとしても、「認可登記は確実に得ることができる」、「認可登記がなくとも在外口座の資金をもって保証弁済をする」といったことを執拗に説明し、貸し金を引き出したような事情があれば、債権者の利益を保護すべき信義則上の要請がある場合もあるといった、あいまいな要件なのだと思います。他方で、債権者側が認可登記規制を知りつつ、被担保取引の締結・履行に当たり対外担保の提供を要求し、担保権設定者が不本意ながらその要求に応じたような場合には債権者に「落ち度がある」として賠償責任自体を認めないということもありえます。

要するに、信義則等の一般法理に根を置くと考えるべきなので、「過錯」という用語の厳密な定義というよりも、実際の事情により債権者に保護すべき(信頼)利益があれば担保権設定者に連帯賠償責任を認めるといったあいまいな解釈基準なのではないかと思います。

また、賠償の対象となる「損害」の範囲も問題となるはずなのですが、この点もこれを明確に定める規範等は見当たらず、同条後段で「債権者及び担保権設定者に過錯がある場合・・・」として双方に落ち度がある場合の賠償の基準を「債務者が弁済することができない部分の2分の1を超えない」として未弁済額を1つの基準にしています。従って、前段の「損害」も「債務者が弁済することができない部分」が基準になると推測することができます。しかし・・・「を超えない」としてその上限額を示すだけなので、結局この点も、具体的な事情に応じて、「債務者が弁済することができない部分」を上限として損害賠償を認める場合があるといったあいまいな基準を示すにすぎないと考えべきだと思います。

4 本ケースにおける検討

本ケースでは、結論としては、中国に居住する個人の対外担保の認可・登記に関する規定が制定・施行されていない現状では、本ケースにおいて仮に A 社と D 氏とが保証契約を締結したとしても、その有効性を確保することができないと考えておくべきだと思います。

非常に悩ましいのですが、例えば、①上記の法釈[2000]44 号第 7 条に定める範囲で、D 氏の損害賠償についての連帯賠償責任を期待して、連帯保証契約を締結して対応する、②債務者の債務不履行等を条件とする資産の売買予約(代金から不履行債務を控除するような合意を形成した上)のような合意をもって債権的に拘束しておくこと等の対応も検討する余地はあると思うのですが、上記①についても前記のように、債権者側から積極的に対外担保提供の申し出があり、当該対外担保が取引契約の締結・履行の重要な信用の基礎、誘因となったような事情がないと、結局、外国企業が中国の裁判所で上記第 7 条の適用により救われることは期待しえない、即ち、債権者に「落ち度がある」として賠償責任自体を認めないということもありえますし、また、②の予約合意も対外担保規制適用を回避する目的を有する良俗等に反する無効な合意と判断されるおそれもあります。また、上記のような問題が顕在化した場合には、結局、中国での訴訟や仲裁により解決を図り、更には、当該訴訟の判決や仲裁判断がないと、D 氏が個人として外国為替購入・支払の手続を処理することができないことも予想されます。

最終的な履行及び法執行の可能性を確保することは正常取引において最も重要なことなので、この観点からは、本ケースで D 氏から連帯保証を得ておくことの意義は大きくないと考えておいた方が無難だと思います。他方で、アライアンス取引の実務においては、「最終的な履行及び法執行の可能性の確保」という観点のみでなく、きちんと信頼の基礎を形成しておくことにも意義がある場合があります。本ケースで仮に D 氏との間で連帯保証契約を締結するということであれば、後者の意義を検討した上で、また、将来、国内の個人の対外担保等に関する規定が制定された場合に必要となる認可、登記等の手続を処理することを前提として、これを締結するという方針で対応することが肝要なのではないかと思います。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆5月の主要経済指標 CPIは2年ぶりの低水準

国家統計局は9日、5月の主要経済指標を発表した。1-5月の固定資産投資は前年同期比+20.1%と1-4月より0.1ポイント下落、5月の社会消費財小売総額は前年同月比+13.8%と前月より0.3ポイント下落し、何れも小幅ながら上昇率が鈍化した。5月の工業生産は前年同月比+9.6%と、前月より0.3ポイント上昇したものの、2ヶ月連続で伸びが1桁に止まった。5月の消費者物価指数(CPI)上昇率は前月より0.4ポイント下落して+3.0%となり、2010年6月以降2年ぶりの低水準となったが、食品が物価を押し上げる構造は変わらず、食品のうち、野菜が同+31.2%、水産物+11.3%、油脂+6.0%、穀物+3.4%、豚肉▲0.6%、果物▲7.1%、卵▲9.8%と、野菜価格の高騰が国民の食卓を直撃している。一方、5月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲1.4%と、昨年7月以降下落傾向が続いている。対外貿易は、5月の輸出が前年同月比+15.3%の1,811.4億米ドル、輸入が同+12.7%の1,624.4億米ドル、月次ベースで共に過去最高を記録した。これについて、商務部の部長は、5月の輸出入は若干好転したものの、年後半の海外情勢は依然として厳しく、楽観的に見れば対外貿易総額の通年目標である10%前後の増加を実現できるとコメントした。なお、国家統計局は、国务院の「民間投資促進」方針に基づき、民間投資の進捗状況をよりの確に把握する為、今月より「民間固定資産投資」の指標を新設した。

<5月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元)	108,924
第一次産業	(億元)	2,609
第二次産業	(億元)	49,140
第三次産業	(億元)	57,176
民間固定資産投資*	(億元)	67,743
工業生産(付加価値ベース)**	-	9.6
社会消費財小売総額	(億元)	16,715
消費者物価上昇率(CPI)	-	3.0
工業生産者出荷価格(PPI)	-	▲1.4
工業生産者購買価格	-	▲1.6
輸出	(億ドル)	1,811.4
輸入	(億ドル)	1,624.4
貿易収支	(億ドル)	187.0
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル)	-

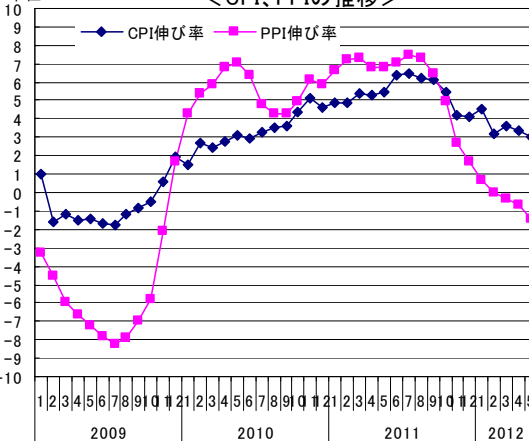
*:1-5月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

注：2012年5月より「民間固定資産投資」指標の発表が開始された。

(出所：国家統計局等の公表データ)

単位：% <CPI、PPIの推移>

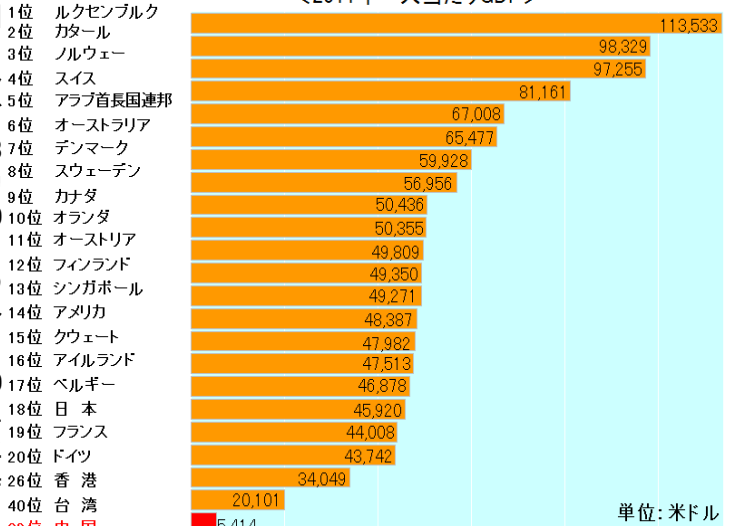


(出所：国家統計局の公表データに基づき作成)

◆2011年中国一人当たりGDP 世界89位

国際通貨基金(IMF)の発表によると、2011年の中国の一人当たりGDPは米ドル換算で5,414ドルに達し、前年比+22.5%と堅調な伸びを示したものの、世界ランキングでは89位と低位に留まった。1位はルクセンブルク(113,533ドル)、2位はカタール(98,329ドル)、3位はノルウェー(97,255ドル)の順で、以下、アメリカ14位、日本(45,920ドル)18位、香港26位、台湾40位となった。中国は、同年のGDP総額では7兆2,981億ドルと引き続き日本を抜き世界第2位となったものの、一人当たりでは1位のルクセンブルクの約20分の1、18位の日本と比べても約8分の1に過ぎず、未だに先進諸国との開きが大きい。ただし、ここ10年の推移を見ると、2002年は1,132ドル、2006年2,064ドル、2010年3,739ドルと一貫して増加基調にあり、IMFは、今後年平均9%前後の安定成長を維持し、2017年には9,153ドルに達すると予測している。

<2011年一人当たりGDP>



単位：米ドル

(資料：IMF公表資料を基に作成)

【産業】

◆5月の自動車生産・販売台数ともに2桁の伸び

中国自動車工業協会の9日の発表によると、5月の自動車生産台数は前年同月比+16.2%の157.09万台、販売台数は同+16.0%の160.72万台となり、生産・販売ともに堅調な伸びを示している。車種別では、乗用車の生産が前年同月比+21.6%の126.91万台、販売が同+22.6%の128.19万台と高い伸びを維持し、乗用車のうち、SUV(スポーツ用多目的車)の販売が好調で、前年同月比+58.4%の16.26万台となった。一方、商用車はトラックの需要低迷を受け、生産が前年同月比▲2.0%の30.18万台、販売が同▲4.3%の32.53万台と減少した。なお、1-5月の累計でみると、生産台数は前年同期比+3.2%の800.03万台、販売台数は同+1.7%の802.35万台と、伸び率は1-4月のそれぞれ同+0.47%、同▲1.3%から微増となった。

【金融・為替】

◆クロスボーダー人民元決済

～「重点監督管理企業リスト」9,502 社決定、「輸出貨物パイロット企業」制度廃止へ～

中国人民銀行等 6 部署は 12 日、「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに関する書簡」(銀弁函[2012]381 号)(※)を発表。人民元建て輸出貨物貿易決済について、「重点監督管理企業リスト」の対象先として 9,502 社を確定したことを明らかにした。これにより、従来の「輸出貨物パイロット企業リスト」管理から「重点監督管理企業リスト」管理に正式に移行し、中国国内の輸出入経営資格を有する全ての企業が、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことが可能となった。

※: 同書簡の解説・仮訳 ⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312061301.pdf>

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2012.6.04	6.3685	6.3633~6.3685	6.3645	-0.0045	8.1556	0.0258	0.82015	-0.0008	7.9079	0.0424	2.5300	2418.23	-67.96
2012.6.05	6.3610	6.3584~6.3680	6.3675	0.0030	8.1433	-0.0123	0.82056	0.0004	7.9144	0.0065	2.6000	2421.78	3.55
2012.6.06	6.3682	6.3602~6.3685	6.3635	-0.0040	8.0356	-0.1077	0.82019	-0.0004	7.9615	0.0471	2.6400	2419.34	-2.44
2012.6.07	6.3660	6.3562~6.3665	6.3635	0.0000	8.0272	-0.0084	0.82021	0.0000	7.9905	0.0290	2.6800	2402.05	-17.29
2012.6.08	6.3650	6.3650~6.3710	6.3705	0.0070	8.0448	0.0176	0.82105	0.0008	7.9422	-0.0483	2.6000	2389.79	-12.26

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

先週の中国人民元は 6.3685 で寄りついた。中国人民銀行は対米ドル基準値を実勢比元高水準である 6.31~6.32 台へ設定するも、6.36 台を中心とした推移が続いた。7 日に中国人民銀行は約 3 年半ぶりとなる利下げを実施。8 日に人民元は安値 6.371 まで下落し、安値圏で越週した。週末に発表された 5 月経済指標では、輸出入は共に堅調となったものの小売上や鉱工業生産は市場予想を下回った。一方、消費者物価指数伸び率は鈍化しており、政策金利引き下げの正当性を裏付ける内容となった。人民元は安値圏で越週しているが、対米ドル基準値からは当局が積極的な元安誘導を行う姿勢は窺われないこと、利下げにより先行きの景気下支え効果が期待されることから、一方的な元安進行は見込んでいない。しかし、ギリシャ再選挙を週末に控え、欧州情勢はなお予断を許さない状況が続くことから上値の重い展開が続こう。(6 月 11 日作成)

(市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。